

## 島根原子力発電所 2 号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第 6 条（火山））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	令和2年12月15日	降下火砕物により排気筒モニタ等が損傷した場合、その安全上支障のない期間がどの程度であるか等を明確にした上で、可搬型モニタリング設備による対応等によって、排気筒モニタが有する安全機能が損なわれないことを整理して説明すること。	本日回答	排気筒モニタ室を防護することで、排気筒モニタの機能を維持するよう方針変更することを記載。 なお、排気筒モニタが損傷した場合でも、常設エリアモニタである排ガス系機器エリアモニタによって、放射性気体廃棄物処理系機器の損傷について連続監視が可能であることを記載。 (資料1-2-1 P.2~4, 資料1-2-3 6条-5~8,10,11, 6条-別添3(火山)-1-8,9,22,29,34~36,39,45,77,78)
2	令和2年12月15日	建物に係る影響評価について、島根 2 号炉は降下火砕物の堆積厚が先行機に比べて厚いことから、詳細設計段階ではより実状に近い条件で安全性を確認するために、原子炉建物については 3 次元立体モデルを用いた応力評価結果を説明すること。設置変更許可段階ではその解析条件について、東海第二と比較して部材の補強情報と共に説明すること。屋根スラブについても結果だけでなく先行審査と同様に設計方針、設計条件について説明すること。	本日回答	・詳細設計段階の評価では、原子炉建物屋根トラスについて三次元立体モデルを用いた応力評価を行うこと、及びその際の評価方針及び部材諸元について東海第二発電所との比較等を含めて記載。 (資料1-2-1 P.5~P.11, 資料1-2-3 6条-別添3(火山)-1-43,44,47,48) ・原子炉建物屋根トラス上部の屋根スラブについて、設置許可段階で行った評価の評価フロー、評価条件及び評価結果を記載。 (資料1-2-1 P.12~P.14, 資料1-2-3 6条-別添3(火山)-1-40~42)